

消防団活動マニュアル



令和5年3月改定版
美濃加茂市消防団

目次

消 防 団 と は	- 1 -
美濃加茂市消防団の活動内容	- 4 -
美濃加茂市消防団の組織と定員等	- 6 -
消防団活動マニュアル	- 7 -
第 1 章 消防団員の権限	- 7 -
1. 優先通行権（消防法第 2 6 条）	- 7 -
2. 緊急通行権（消防法第 2 7 条）	- 7 -
3. 緊急措置権（消防法第 2 9 条）	- 7 -
4. 消防警戒区域の設定（消防法第 2 8 条）	- 7 -
5. 情報提供（消防法第 2 5 条第 3 項）	- 7 -
第 2 章 緊急自動車について	- 8 -
1. 緊急自動車の要件	- 8 -
2. 緊急自動車等の特例	- 8 -
第 3 章 火災発生時の行動手順	- 9 -
1. 火災出動フローチャート	- 9 -
2. 火災区分	- 9 -
3. 火災時出動体制について	- 9 -
第 4 章 消火活動時の安全管理	- 10 -
1. 安全管理の基本	- 10 -
2. 出動準備	- 10 -
3. 消防車での出動	- 10 -
4. 個人で出動	- 10 -
5. 現場到着時	- 10 -
6. 交通整理	- 11 -
7. 水利部署	- 11 -
8. ホース延長	- 12 -
9. 送水	- 12 -
10. 放水活動	- 13 -
11. 破壊作業	- 15 -
12. 屋内進入	- 15 -
13. 高所進入	- 16 -
14. 残火処理	- 16 -
15. 撤収・引揚げ	- 17 -
16. 林野火災	- 17 -
17. 火災現場での注意事項	- 17 -
第 5 章 風水害時の行動手順	- 19 -
1. 警報の発令	- 19 -
2. 車庫待機命令	- 19 -

3. 風水害時の活動	- 19 -
4. 警戒レベルと避難行動	- 19 -
5. 警戒レベルによる避難情報	- 20 -
第6章 地震発生時の行動手順	- 24 -
1. 地震発生時または緊急地震速報発表時	- 24 -
2. 震度4又は震度5弱の地震発生時	- 24 -
3. 震度5以上の地震発生時	- 24 -
4. 車庫に参集後	- 24 -
5. 消防団の役割	- 24 -
第7章 国民保護について	- 25 -
1. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	- 25 -

消 防 団 と は

消防団とは、通常は各自職業(生業)に就きながら、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、市町村の消防機関のひとつです。消防団は、県内すべての市町村に設置されており、消防団員は、非常勤特別職の地方公務員です。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の防災活動の中心的な役割を担っています。

【消防団の任務】

1. 地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護すること
2. 火災・水害や地震等の災害を防除し被害を軽減すること

【消防団の特徴】

1. 地域密着性
2. 要員動員力
3. 即時対応力

【主な活動】

1. 火災の消火（消防ポンプ等機械器具の操作 等）
2. 火災・災害現場における人命救助（心肺蘇生、応急手当、避難誘導 等）
3. 火災予防の啓発（火災予防週間の巡視・広報 等）
4. 火災・災害の警戒（年末夜警、台風接近時 等）
5. 地域住民への指導（消火器具の使用法・防災訓練指導 等）
6. 訓練（規律訓練、機械器具操作訓練 等）
7. 機械器具点検（消火栓、機械器具の点検 等）
8. 地域活動への参加・協力（祭りの警備 等）

【報酬等の支給】

1. 年額報酬及び出動報酬が団員個人に支給されます。

◆年額報酬

団長	100,000 円	部長	55,000 円
副団長	80,000 円	班長	45,000 円
分団長	70,000 円	団員	38,000 円
副分団長	60,000 円		

◆出勤報酬

災害	1 日につき 8,000 円	4 時間以下	2 分の 1 (4,000 円)
		8 時間超過	4 時間ごとに 4,000 円加算
災害以外	1 日につき 4,000 円	4 時間以下	2 分の 1 (2,000 円)
音楽隊練習	1 日につき 1,200 円		

2. 団員として 5 年以上勤務して退職した者にその勤務年数及び最高階級に応じて退職報償金が支給されます。

【支給額例】 一般団員として勤続 5 年の場合 200,000 円

【公務災害補償への加入】

消防団員が公務により被った損害が補償されます。

(療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償 等)

【消防団員等福祉共済への加入】

消防団員が万が一死亡し又は障害を受けた場合等に共済金が給付されます。

公務のみ対象 (弔慰金・保育援護金・見舞金 等)

公務・公務外対象 (遺族援護金、生活援護金、障害見舞金、入院見舞金 等)

【表彰の制度】

消防団員としての功績、功勞に対し、消防団長、市長、知事等により各種表彰されます。

【消防団員が得られる特典】

1. 丙種危険物取扱者試験及び乙種消防設備士試験の科目の一部を免除

団員歴が 5 年以上で、一定の教育を受講した消防団員に対する特例措置。

2. ありがとね！消防団水防団応援事業所制度

岐阜県内の消防団水防団応援事業所登録企業・店舗において、飲食や買い物、施設利用等した際に、割引や特典等のサービスが受けられる制度。

応援事業所検索サイト >> <https://www.shobo-oenshop.gifu.jp/>

【消防団員が勤務する事業所が得られる特典】

1. 「消防団協力事業所表示証」を社屋に提示でき、表示証のマークをホームページ等

に表示することで、事業所のイメージアップを図ることができます。

総務省消防庁 消防団協力事業所表示制度サイト

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/welcome/company/>

2. 県の消防団協力事業所の支援のための減税制度があります。

【制服等の貸与】

消防団員として活動に必要な制服・装備等の物品は市から貸与します。

【入団の条件】

市内に居住し、又は勤務する年齢 18 歳以上の者。

美濃加茂市消防団の活動内容

【消火に関する業務】

- ・ 火災現場における消火活動・警戒・残火処理
- ・ 資機材の整備・点検（消防機器の点検、車庫清掃）
- ・ 地域の消防水利点検（消火栓、防火水槽）



【火災の予防、警戒に関する業務】

- ・ 防火訓練、広報活動などの火災予防活動
- ・ 消火器の詰め替え、幹旋活動
- ・ 花火大会等における警戒
- ・ 年末特別警戒（年末夜警）



【救助に関する業務】

- ・ 行方不明者の搜索
- ・ 水難事故現場における搜索
- ・ 災害現場における搜索・救助

【災害の予防・警戒・防除業務】

- ・ 住民の避難誘導
- ・ 災害防除活動
- ・ 災害現場における警戒
- ・ 危険箇所の警戒

【地域住民との協力・支援及び啓発活動】

- ・ 祭り、イベント等での警戒・会場整理
- ・ 市民運動会地区大会への参加を通じた防火啓発
- ・ 自警団、自主防災組織に対する協力・支援
- ・ 防災訓練の指導・協力



【質を高めるための訓練・研修・講習】

- ・ 消防操法訓練(機械操作・消火技術訓練)
- ・ 教養訓練(規律・礼式訓練)
- ・ 防災講演会
- ・ 指導員講習会
- ・ 救命講習会



美濃加茂市消防団の組織と定員等

	区域	団員数		分団詰所・装備		
本部		7	団長 副団長 3 班長 1・団員 2			指揮広報車 防災広報車
第 1 分団	太田	33	分団長 副分団長・部長 班長 3・団員 27	1 班	太田町 3503-13-1	ポンプ車
				2 班	西町 3-233	小型ポンプ
				3 班	太田町 1940-3	小型ポンプ
第 2 分団	古井	33	分団長 副分団長・部長 班長 3・団員 27	1 班	田島町 2-3210-2	ポンプ車
				2 班	森山町 1-381-25	小型ポンプ
				3 班	川合町 3-2487-4	小型ポンプ
第 3 分団	山之上	33	分団長 副分団長・部長 班長 3・団員 27	1 班	山之上町 2565-5	小型ポンプ
				2 班		ポンプ車
				3 班	山之上町 1582-4	小型ポンプ
第 4 分団	蜂屋	33	分団長 副分団長・部長 班長 3・団員 27	1 班	蜂屋台 1-9-1	小型ポンプ
				2 班		ポンプ車
				3 班	蜂屋町下蜂屋 1808-1	小型ポンプ
第 5 分団	加茂野	33	分団長 副分団長・部長 班長 3・団員 27	1 班	加茂野町今泉 1546-9	小型ポンプ
				2 班		小型ポンプ
				3 班	加茂野町市橋 578-21	小型ポンプ
第 6 分団	伊深 三和	53	分団長 副分団長・部長 班長 6・団員 44	1 班	伊深町 914	小型ポンプ
				3 班		ポンプ車
				2 班	三和町川浦 2570-5	小型ポンプ
				4 班	伊深町 1829-2	小型ポンプ
				5 班	三和町廿屋 487-1	小型ポンプ
				6 班	三和町川浦 736-3	ポンプ車
第 8 分団	下米田	33	分団長 副分団長・部長 班長 3・団員 27	1 班	下米田町則光 182	小型ポンプ
				2 班	牧野 2402-4	ポンプ車
				3 班	下米田町信友 235-2	小型ポンプ
機能別 分団		35	分団長 副分団長・部長 班長 2・団員 30 名 (協力隊員 15)	メディカル隊		
				消防音楽隊		
				女性消防隊		

※条例定員数 293 名

消防団活動マニュアル

第1章 消防団員の権限

消火活動を迅速、確実に行えるようにするため、消防団員には消防法で権限が定められているので十分に理解しておく。

1. 優先通行権（消防法第26条）

- (1) 消防車両が火災現場に出動する場合、他の車両や歩行者等に優先して通行することができる。
- (2) 消防車の優先通行については、道路交通法第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによる。
- (3) 消防車は、消防団車庫に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

2. 緊急通行権（消防法第27条）

- (1) 消防隊が一刻も早く火災現場に到着できるように、私道や構内の通路などを通行することができる。

3. 緊急措置権（消防法第29条）

- (1) 消防隊は消火活動の際、一般の建物及びその建物の在る土地に進入することができる。また、それらを処分しその使用を制限することができる。
- (2) 緊急の必要があるときは、火災の現場附近にいる人を消火又は人命の救助などの消防作業に従事させることができる。

4. 消防警戒区域の設定（消防法第28条）

- (1) 消火活動を効率的に行うために、火災現場では、消防警戒区域を設定して、区域内に特定の者以外の出入りを禁止もしくは制限することができる。
- (2) 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

5. 情報提供（消防法第25条第3項）

- (1) 火災の現場において、消防対象物の関係者に対象物の構造、要救助者の有無等、必要な情報を求めることができる。

e-Gov 法令検索 消防法 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/
elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC1000000186](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323AC1000000186)

第2章 緊急自動車について

1. 緊急自動車の要件

- (1)「緊急用務」を遂行する目的で、赤色の警光灯をつけてサイレンを鳴らして「運転中」の状態に限られる。なお、緊急用務外と停車中は要件を満たさない。

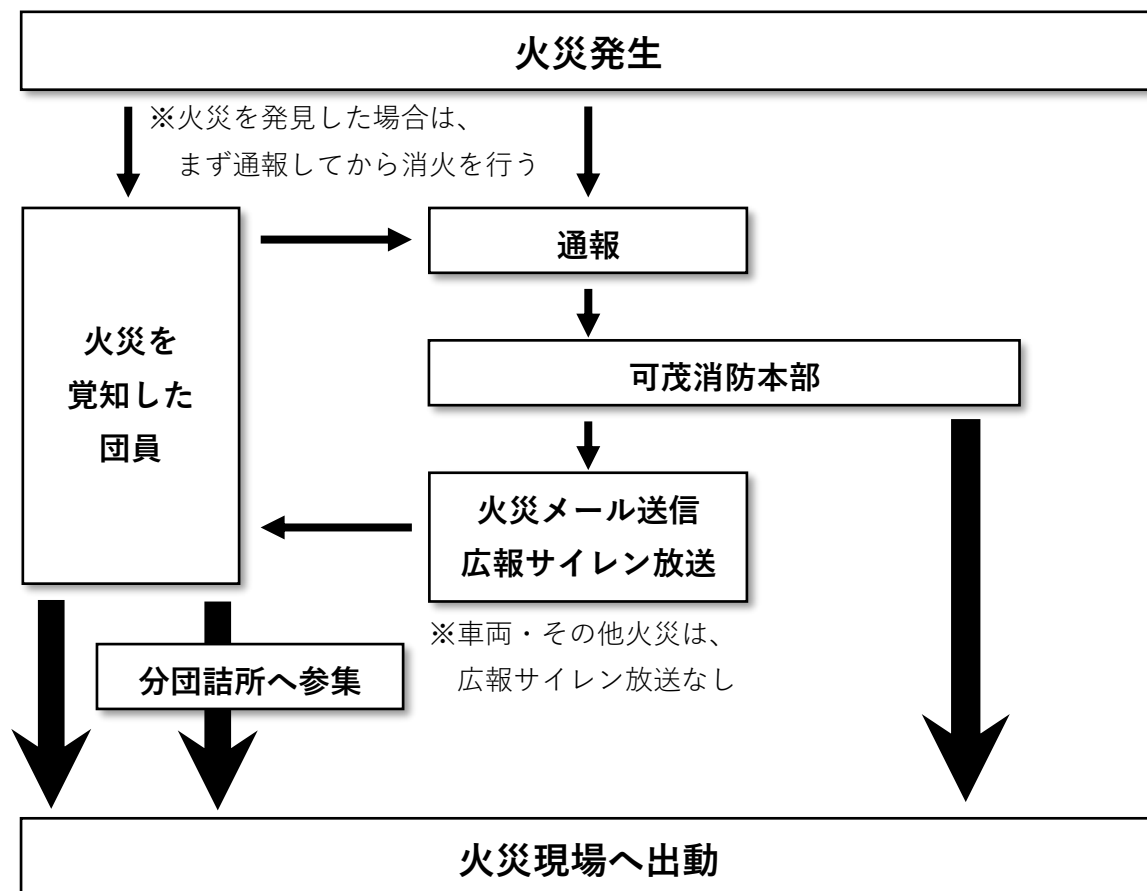
2. 緊急自動車等の特例

- (1)道路交通法施行令により最高速度は緩和されている。
- 最高速度は一般道路が時速80キロ、高速道路が時速100キロ。
- (2)道路交通法第39条により、右側通行と停止義務免除の特例がある
- やむを得ないときは、道路の右側部分にはみ出して通行することができる。
 - 信号機や踏切など停止しなければならない場合においても、停止することを要しないが、他の交通に注意して徐行しなければならない。
- (3)道路交通法第40条により、交差点又はその付近では優先通行できる。
- (4)道路交通法第41条により、次に挙げる同法の各条の適用が除外される。
- 第8条 第1項 道路標識等による通行禁止。
 - 第17条 第6項 安全地帯、立入禁止部分へ進入禁止。
 - 第18条 道路の左側に寄って通行する。
 - 第20条 第1項 走行レーンの左側(三車線以上は最右側以外)を通行する。
 - 〃 第2項 車両通行帯指定区分を通行する義務。
 - 第20条の2 混雑時に路線バス等優先通行帯の通行の禁止。
 - 第25条 第1項 道路外に左折で出る時は、予め左側端に寄り徐行する。
 - 〃 第2項 道路外に右折で出る時は、予め中央に寄り徐行する。
 - 第25条の2第2項 道路標識等による横断、転回又は後退の禁止
 - 第26条の2第3項 走行レーンの黄色実線をこえて進路変更の禁止。
 - 第29条 二重追越しの禁止
 - 第30条 カーブ、急な坂、トンネル、交差点等での追越し禁止。
 - 第34条 第1項 交差点左折時はできる限り左側端に沿って徐行。
 - 〃 第2項 交差点右折時は交差点の中心の直近の内側を徐行。
 - 〃 第4項 一方通行道路を右折時は交差点の中心の内側を徐行。
 - 第35条 第1項 進行方向を指定した通行区分に従って走行する。
 - 第38条 第1項 横断歩道等に接近する場合の減速の義務。
 - 〃 第3項 横断歩道等の30m以内手前での追抜き禁止。
- (5)道路交通法第71条の3により、シートベルト着用義務が免除される。
- (6)道路交通法第75条の6により、高速道路本線車道の出入りを優先通行できる。

e-Gov 法令検索 道路交通法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=335AC0000000105

第3章 火災発生時の行動手順

1. 火災出動フローチャート



2. 火災区分

- ・ 建物火災 … 普通の建物火災とは別に特1・特2火災がある。
特1火災（4階建て以上の建物火災）
特2火災（危険物がある工場等の建物火災）
- ・ 林野火災 … 消火が困難なため火災が広範囲に及ぶ危険性が高い。
- ・ 車両火災 … サイレン放送なし。建物火災に切替わる事もある。
- ・ その他火災 … サイレン放送なし。枯草火災の場合が多い。

3. 火災時出動体制について

- ・ 市内の建物火災及び林野火災は、全分団1・2班(地元は全班)が出動する。
- ・ 車両火災及びその他火災は、発生した地元分団のみ出動する。
- ・ 隣接市町村の火災も必要に応じて出動する。(相互応援協定による特別出動)

第4章 消火活動時の安全管理

1. 安全管理の基本

- (1)自らの安全は自らが確保するという認識のもと、自己を危険にさらすような無理な活動はしない。
- (2)単独行動を慎み、隊(2名以上)で活動し、隊長は安全管理に特に留意する。
- (3)各隊は団本部と連絡を取り、その指揮下で活動する。
- (4)危険性を感じたら、迷うことなく速やかに隊を退避させる。
- (5)活動終了時には、団員の怪我の有無を確認する。
- (6)上記、安全管理の基本は消火活動以外の活動でも同様である。

2. 出動準備

- (1)分団詰所に集合したら健康チェックと点呼を行い、ヘルメット、防火服等を装備する。次に必要な消防器具等を消防車両に積載し出動準備する。
- (2)詰所に間に合わないものは自家用車で直接現場へ出動する。

3. 消防車での出動

- (1)原則、2名以上で出動する。また、団歴1年未満の団員のみで出動はしない。
- (2)隊員は、指定の位置に正しく乗車し、固定物を握り急ブレーキに備える。
- (3)赤色灯、前照灯、標識灯を点灯し、サイレンを吹鳴して走行する。
- (4)車両重量を考慮したスピードで走行すること。
- (5)緊急走行時は、機関員はあせりを感じ判断能力が低下することもあるので、できる限り余裕を持って運転するよう心がける。
- (6)緊急走行時でも、優先通行権を過信しないこと。赤信号の交差点に進入する時は一時停止又は徐行して細心の注意を払う。信号機の無い交差点や、一旦停止場所等においても同様とする。
- (7)交差点進入時は拡声器で、「緊急車両が交差点に進入します。」「緊急車両直進します。」「緊急車両右折します。」と周囲の車両に注意喚起を行う。
- (8)一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両速度とする。
- (9)現場付近では火煙等に気を取られないよう注意して運転する。

4. 個人で出動

- (1)個人で災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通規則を遵守する。
- (2)個人車両を駐車する際は、緊急車両の進入・移動の障害にならないよう可能な範囲で現場から遠くに駐車する。
- (3)現着したら所属分団の車両に合流する。まだ到着していない場合は、他分団の車両へ合流し安全な装備（ヘルメット、長靴、軍手等）を借りて消火活動を行う。
- (4)安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わない。

5. 現場到着時

- (1)現場では消防署車両や救急車を最優先に考え、当該車両の進入・移動の障害にならない場所に駐車する。
- (2)停車時は駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。
- (3)停車位置は傾斜地及び軟弱な場所を避ける。やむを得ず停車する場合は、車輪止めの増強又は敷板などの補強措置を講じる。
- (4)やむを得ない場合を除き、反対車線に停車しない。
- (5)二次災害を防ぐため、風上などの危険の少ない場所に停車する。
- (6)車両を移動するときは、必ず周囲を確認し、誘導員を配置して行う。
- (7)車輛には機関員として必ず一人は待機する。
- (8)ヘルメット、長靴、軍手等を装備する。
- (9)現場付近の消防水利（消火栓・防火水槽・畑かん）を確保する。

6. 交通整理

- (1)火災時は、消防車両が路上駐車することとなるため、交通整理を行う必要な人員を確保する。
- (2)「立ち入り禁止テープ」を活用するなどして関係者以外が現場に進入しないようにする。
- (3)交通整理を行う際には、誘導棒等を使用し交通事故等に留意しながら実施する。
- (4)現場付近に一般車両が駐車している場合は緊急車両の通行の妨げとなるため所有者へ移動を指示する。
- (5)消防車両や救急車両、警察車両の誘導を行う。
- (6)火災現場周辺の道路が狭く通行止めをする場合は、交差点等に立ち一般車両を迂回路へ誘導する。

※ 交通整理は基本的に警察が行うため状況に応じて対応する。

7. 水利部署

- (1)水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、周りの行動に注意する。
- (2)消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のためスタンドパイプや吸管を準備してから解放し、スピンドルドライバー（消火栓開閉器）は、スタンドパイプ離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、団員はそこを離れない。
- (3)消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険性のある時は、「立入禁止テープ」またはコーンなどで表示し、団員を 1 人以上配置し注意喚起を行う。
- (4)吸管操作は、出来るだけ 2 名以上で行い、控え綱を活用し吸管の操作や固定を確実に行う。
- (5)転落のおそれのある河川等に吸管を投入するときは、支持物に身体を固定するか

確保を受ける等転落防止措置を講じる。

(6)消防署消防車の水量が低下した場合、付近の消防水利から消防車へ給水を行う。

(7)防火水槽を使用したときは、必ず注水し満水にしてから帰る。

◆防火水槽及び自然水利への吸管投入のポイント

- ・ 吸水の落差（ポンプから水利までの垂直距離）は7 m以内を目安とする。
- ・ 水利までの距離がある場合は、吸管を2本連結する。
- ・ ストレーナー部を水面下30 cm以上（円盤型ストレーナーは5 cm以上）深く潜らせること。
- ・ 吸管の向きは上流側に向ける。
- ・ ストレーナー上部に渦ができたなら、放水圧を下げるか、掘り下げを行う。
- ・ ストレーナー部が浮き上がる場合は、ボールやホース等を重しにして、確実に沈めること。

◆揚水できないときの確認事項

- ・ ポンプレバーが入っているか。
- ・ 吸水口が開いているか。各コックやバルブが閉まっているか。
- ・ 吸管結合のゆるみ、伸長の確認。
- ・ ストレーナーがしっかり沈んでいるか。

8. ホース延長

- (1)ホースは、無理な本数の搬送は行わず、必ずホースの結合金具または金具近くを確実に保持し、周囲や前方の障害に注意して延長する。
- (2)ホースの結合確認を必ず行う。
- (3)ホースの屈曲、もつれ等に注意する。
- (4)軒下は落下物等の危険があるため、火災建物と平行にならないよう延長する。
- (5)堀等を乗り越え延長するときは、積載の梯子等を活用する。
- (6)ホースが車両通行の妨げとなる場合は、ホースブリッジを使用してホースがタイヤで潰れないようにする。この時、ホースブリッジ付近に監視員を配置する。
- (7)近くで止水したり、排水したりできるよう、また、途中で用意にホース分岐が出来るようにするため、分岐が不要でも分岐金具を数カ所に挟んでホースを延長する。

9. 送水

- (1)機関員は、放水位置、ホース本数を確認して送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
- (2)予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水す

る。

- (3)機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は、筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- (4)見通しのよい場所でも、梯子等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水体制を完了してから送水する。
- (5)ホースと放水口や筒先との結合を確実にいき、放水口を徐々に開放する。

◆送水時の注意ポイント

・ウォーターハンマー現象

急激な圧力の上昇により生じる衝撃。これによりポンプ、ホースの破損及びケガの原因になるため、放水時のノズル、放口の急開閉及びポンプの回転数の急上昇はしないこと。また、中継送水時はコワレンゾー（逃し弁付き中継媒介金具）を取り付けること。

・キャビテーション

送水しているポンプの回転数を上げて、送水量を増やそうとするとき、ポンプへの吸水量を超えて送水しようとする（連成計がマイナスになる）、ポンプのタービンでキャビテーションが起こり破損を引き起こす。送水時は絶対連成計がマイナスにならないよう送水量を調整する。

・吸管エアポケット

吸管を高い塀や欄干越しに伸長し、吸水完了したときに、吸管頂部に空洞ができる現象であり、この状態で放口を開くと、とたんに吸管内の水が落水する。この場合、放口を半開しながら、真空ポンプをかけ、放口から十分吐出することを確認してから、真空ポンプを元に戻す。

10. 放水活動

- (1)筒先の開閉は徐々に行い、反動力に耐えられるように前傾姿勢をとる。
- (2)筒先の保持はできる限り2人以上（防火衣着用）で担当し安全を確保する。
- (3)筒先を離すと危険である。高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保するか噴霧注水とする。やむを得ないときは筒先を閉じ、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- (4)屋根上で注水するときは、ホースを棟で蛇行させてホースのずれ、転落を防止する。なお、積雪や凍結している屋根には上らない。
- (5)ソーラーパネル(太陽光があたるかぎり発電する)、電気配線、発・変電設備及び高圧電線等は感電の危険性があるため、注水には注意すること。
- (6)注水するときは、吹き返し危険を避けるため開口部の正面を避け、姿勢を低くし

側方から行う。

- (7)フラッシュオーバーやバックドラフト等の現象が起こると、急激な燃焼が起こり大変危険なので、むやみに炎上している建物に近づいたり、窓やドアを開放したりしない。
- (8)熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気・熱湯になり跳ね返る危険があるので、注水は噴霧等を適宜用いて行う。
- (9)火に煽られたモルタル外壁は非常に脆くなり、剥離や落下を起こす危険性が非常に高いので注意すること。
- (10)柱や梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- (11)工場火災等で燃焼実態が不明確な場合は、危険物等の注水禁止物質が貯蔵されている可能性があるため、やみくもな放水を避け、確実な情報を得るまでは延焼防止活動のみに専念する。
- (12)神社仏閣等の建物は庇部分が長く出しており、屋根材が廊下部分に落下しやすいため、回廊部分の通行や部署は避ける。

◆フラッシュオーバー

局所的な火災によって熱せられた天井や煙層からの放射熱によって、局所火源そのもの、あるいはその他の可燃物が外部加熱を受け、それによって急速な延焼拡大が引き起こされ全面火災に至る。室内の局所的な災害が、数秒～数十秒のごく短時間に、部屋全域に拡大する現象。（火災初期から最盛期に移行するときに発生。）

以下の兆候が見られた場合は退避する

- ・ 室内の炎の先端が天井の高さに達するのが断続的に見られる。
- ・ 高温気体が天井下にたまり熱放射が強くなる。
- ・ 濃煙の中に黄色い煙が混じっている。

◆バックドラフト

気密性の高い室内で火災が発生すると、室内の空気があるうちは火災が成長するが、空気が少なくなると燃え草がいっぱいあっても、鎮火したような状態になる。しかしながら、この段階でも火種が残り、可燃性のガスが徐々に室内に充満していくことがしばしばある。こうした時に不用意に 扉を開けると、新鮮な空気が火災室に入り込み、火種が着火源となり今まで燃えなかった可燃性ガスが爆燃する。

以下の兆候がみられた場合は、開口部付近から退避する

- ・ 窓やドアの隙間から濃い煙が勢いよく吹き出している。
- ・ 燃えている部屋の小さな開口部から、断続的に炎の先端が見られる。
- ・ シャッターやドアノブが触れられないほど熱い。
- ・ 呼吸するように窓やドアがガタガタ音をたてている。
- ・ 口笛のような音が発生している。

11. 破壊作業

- (1)開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡を取ってから行う。
- (2)ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に撤去する。
- (3)高所で破壊をするときは、命綱で身体を確保する。破壊物は、落下させない措置を取り、落下危険周囲にはロープ等で明示し、団員等の進入を規制する。
- (4)トタン板の剥離破壊は、とび口等を活用し手足等の切創等に注意し実施する。
- (5)大ハンマ、オノ、とび口等を使用する時は、周囲の安全を確認してから行う。

12. 屋内進入

屋内進入の消火活動は原則として消防士が行うが、場合によっては団員も行う可能性があるため注意する。

- (1)危険を伴う場合や装備がない場合は、無理な屋内進入をしない。
- (2)進入前に上部を確認し、瓦等の落下しやすい物があるときは、周囲の消防団員等に注意し、とび口やストレート注水で排除してから進入する。
- (3)階段、敷居、段差等のつまずきや踏みはずしに注意し、足元を確認しながら進入する。夜間は照明器具を活用する。
- (4)延長ホースは、つまずき、転倒するので、絶対に踏まない。
- (5)木造、防火造建物は、床抜けの危険があるので部屋の隅や窓際等で行動する。必要により梯子等で足場を確保する。
- (6)石造、レンガ造の建物は、構造材に鉄筋等が使われていないため、一部が崩れると、未燃部分まで一挙に倒壊する危険があるので不用意に進入しない。
- (7)木造、防火造の店舗等は、外観上は強固に見えるが内部が燃焼すると一挙に倒壊する危険があるので、内部の燃焼状況に配意し確認後に進入する。

13. 高所進入

高所進入の活動は原則として消防士が行うが、場合によっては団員も行う可能性があるため注意する。

- (1)積載梯子を架ていする位置は、平たんでかつ堅固な場所を選定する。
- (2)梯子の架てい角度は 75 度とし、窓等の開口部に架ていするときは、主かんを窓枠、柱に寄せ横振れ等を防止する。
- (3)梯子を登降するときは、梯子を確保するか、先端をロープ等で固定する。
- (4)梯子上で放水や破壊作業をする時は、命綱で身体を確保し作業姿勢を安定させる。
- (5)窓等の開口部から進入する時は、窓枠や足場の強度を確認してから進入する。
- (6)開口部を開放するときは、側方に位置し徐々に行く。
- (7)スレート屋根、トタン・ビニール屋根等は踏み抜き落下危険があるため、原則上がない。

14. 残火処理

- (1)再燃しないように徹底した消火にあたる。
- (2)後に火災調査が行われるので現場保存を心掛ける。
- (3)布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いので、屋外に搬出して十分に注水する。
- (4)疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- (5)燃焼状況によって建物がもろくなっている場合があるので細心の注意をはらう。
- (6)冬季は、放水した水が凍結し滑り易くなるので慎重に歩く。

- (7)とび口等で作業を行う場合は周囲に作業スペースをとるなど二次災害を起こさないよう留意する。

15. 撤収・引揚げ

- (1)火災発生場所を管轄する分団は、鎮火後の現場に残り巡視を行う。
- (2)現場で使用した資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- (3)使用した水利の確認。使用した防火水槽の注水や蓋の確認は必ず行う。
- (4)疲労等から走行中に信号等の見落とし等がないよう、団員全員で確認や呼称を行うなど注意力の持続に努める。
- (5)帰所後は、使用したホースの洗浄及び、使用したポンプの点検を行う。
- (6)ポンプの放口、吸口、ドレンコック等は開放しポンプ内の残水を排水する。また、冬期間は消防ポンプ等凍結防止措置を行う。
- (7)次の出動に備え、車両やポンプの燃料、資機材等の数量を確認しておく。

16. 林野火災

- (1)車両の接近が困難であり、水利が確保できない場合が多く、長時間の活動になりやすく、体力、物資を大きく消耗することに留意する。
- (2)長時間の活動に備え、十分な水分とタオル等を各班で用意してから現場へ向かう。
- (3)山の急斜面を延焼中の場合や、強風等で急速に延焼拡大中の場合は、非常に危険なので、上方または風下側に部署せず、燃えた跡地や防火帯、大規模な空地等から監視する。
- (4)常に延焼状況の把握に努めるとともに、必ず退路を確保する。
- (5)林野火災では、ジェットシューターによる消火が必要となるため、現着後、直ちに準備し命令に備える。
- (6)覆土の下火災は容易に消火されず、再燃することがあるので注意する。
- (7)延焼が2方向に分かれたとき、その間には進入しない。
- (8)進入はできる限り焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しない。
- (9)活動が長時間になるときは、交代して休憩を取り水分補給を行うなどして、熱中症に注意する。
- (10)樹木の枝、切り株等の突出物が多いので、つまずき、すべり、転倒、踏み抜き等に注意する。
- (11)煙に包まれたときは、あわてることなく新鮮な冷たい風が吹いてくる方向に避難する。
- (12)火に包まれたときは、煙や熱気を吸わないようにするとともに、姿勢を低くしてくぼ地などで身を守り、周囲に注意して脱出する。

17. 火災現場での注意事項

現場では被災者に配慮し雑談や談笑など不謹慎な行動を控える。

第5章 風水害時の行動手順

1. 警報の発令

- (1)美濃加茂市に警報が発令された場合、全消防団員は自宅待機とする。なお、仕事などで自宅待機が困難な場合は、速やかに連絡がとれるよう留意する。
- (2)出動に備え、自宅の風水害対策は早めに済ませておく。

2. 車庫待機命令

- (1)本部より車庫待機命令が下されたら、直ちに各車庫に参集する。
- (2)参集途上では、可能な範囲で良いので、交通状況、被害情報などの情報収集を行い、異常がある場合は速やかに報告する。

3. 風水害時の活動

- (1)広報活動（車両拡声器によるアナウンス）
- (2)要配慮者の安否確認（避難行動要支援者名簿の活用）
- (3)警戒活動（危険区域の警戒や監視、道路、橋等の交通規制）
- (4)必要に応じ、避難指示・誘導、人命救助、災害復旧等を行う。

4. 警戒レベルと避難行動

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に <u>災害が発生</u> している状況。 <u>命を守るための最善の行動</u> を取る。	災害発生情報 (美濃加茂市が発令)
警戒レベル 4 全員避難	<u>速やかに危険な場所から避難先へ避難する。</u> 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。	避難勧告 避難指示(緊急) (美濃加茂市が発令)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	<u>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難する。</u> その他の人は、避難の準備を整える。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (美濃加茂市が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認する。</u>	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)

5. 警戒レベルによる避難情報

避難勧告等は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して市が発令している。大雨の際は気象情報や水位の上昇に留意すること。

避難勧告等の判断基準

木曽川破堤・越水氾濫

河川名		木曽川 水位観測所 今渡地点
対象地区		(右岸) 御門町1丁目、島町2丁目、古井町下古井、太田町、太田本町1丁目、太田本町2丁目、太田本町3丁目、太田本町4丁目、太田本町5丁目、深田町1丁目、深田町2丁目、深田町3丁目、加茂川町1丁目、加茂川町2丁目、加茂川町3丁目、草笛町1丁目、草笛町2丁目、草笛町3丁目、草笛町4丁目
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	① 今渡水位観測所の水位が避難判断水位（11.1m）に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ② 今渡水位観測所の水位が避難判断水位（11.1m）に到達し、かつ、上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 ③ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4	避難勧告	① 今渡水位観測所の水位が氾濫危険水位（11.5m）に到達した場合 ② 今渡水位観測所の水位が避難判断水位（11.1m）に到達し、かつ、水位が堤防高を超えることが予想される場合 ③ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	避難指示（緊急）	① 今渡水位観測所の水位が氾濫危険水位（11.5m）に到達し、堤防高水位相当（13.2m）に到達するおそれが高い場合 ② 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
警戒レベル5	災害発生情報	① 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

加茂川破堤・越水氾濫

河川名		加茂川 水位観測所 光徳橋地点
対象地区		(右岸) 草笛町2丁目、草笛町3丁目、草笛町4丁目 (左岸) 深田町3丁目、加茂川町3丁目
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	① 光徳橋水位観測所の水位が避難判断水位(2.5m)に到達し、加茂川流域における予想雨量や実況量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ② 光徳橋水位観測所の水位が避難判断水位(2.5m)に到達し、洪水警報危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合 ③ 光徳橋水位観測所の水位が避難判断水位(2.5m)に到達し、流域雨量指数の予測値が基準Ⅱ(赤)に到達する場合 ④ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	避難勧告	① 光徳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.0m)に到達し、加茂川流域における予想雨量や実況量から、引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ② 光徳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.0m)に到達し、洪水警報危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合 ③ 光徳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(3.0m)に到達し、域雨量指数の予測値が基準Ⅲ(うす紫)に到達する場合 ④ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4	避難指示(緊急)	① 光徳橋水位観測所の水位が堤防高水位相当(4.0m)に達するおそれが高い場合 ② 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
	災害発生情報	① 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
備考		太田、山之上の降雨量が30mm/h程度で100cm以上、50mm/h程度で200cm以上の水位急上昇が予想される。

川浦川破堤・越水氾濫

河川名		川浦川 水位観測所 三和地点
対象地区		(右岸) 三和町下川浦、伊深町上本郷、伊深町関也 (左岸) 三和町中川浦、伊深町上本郷
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	① 三和水位観測所の水位が避難判断水位(2.0m)に到達し、川浦川上流域における予想雨量や実況量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合
		② 三和水位観測所の水位が避難判断水位(2.0m)に到達し、洪水警報危険度分布で「警戒」(赤)が出現した場合
		③ 三和水位観測所の水位が避難判断水位(2.0m)に到達し、流域雨量指数の予測値が基準Ⅱ(赤)に到達する場合
		④ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合
		⑤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4	避難勧告	① 三和水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.5m)に到達し、川浦川上流域における予想雨量や実況量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 三和水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.5m)に到達し、洪水警報危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現した場合 ③ 三和水位観測所の水位が氾濫危険水位(2.5m)に到達し、域雨量指数の予測値が基準Ⅲ(うす紫)に到達する場合 ④ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	避難指示(緊急)	① 三和水位観測所の水位が堤防高水位相当(3.0m)に達する恐れが高い場合 ② 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合
警戒レベル5	災害発生情報	① 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

◆今渡水位観測所

平常水位	1. 17m	
水防団待機水位	4. 00m	
氾濫注意水位	5. 50m	
出動水位	7. 30m	
避難判断水位	11. 10m	※避難準備・高齢者等避難開始
氾濫危険水位	11. 50m	※避難勧告

◆光徳橋水位観測所

避難判断水位	2. 5 0 m	※避難準備・高齢者等避難開始
氾濫危険水位	3. 0 0 m	※避難勧告

◆川浦川水位観測所

避難判断水位	2. 0 0 m	※避難準備・高齢者等避難開始
氾濫危険水位	2. 5 0 m	※避難勧告

◆その他の河川（危機管理型水位計）【避難判断参考水位】

河川名	水位計名	避難判断参考水位
蜂屋川	蜂屋川今泉	－ 0. 9 9 m
川浦川	川浦川中川浦	－ 0. 7 2 m
廿屋川	廿屋川中廿屋	－ 0. 5 5 m

◆気象情報・水位等の情報収集先

美濃加茂市防災サイト

http://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/contents.cfm?base_id=7345&mi_id=1&g1_id=8&g2_id

=31

第6章 地震発生時の行動手順

1. 地震発生時または緊急地震速報発表時

- (1)自らの安全確保、家族または同僚等の安全確保、手当、救助を行う。
- (2)家屋または社屋、店舗等の破損状況の確認と対応を行う。

2. 震度4又は震度5弱の地震発生時

- (1)全消防団員は自宅待機とする。なお、仕事などで自宅待機が困難な場合は、速やかに連絡がとれるよう留意する。

3. 震度5以上の地震発生時

- (1)家族と家屋の安全確保を確認後、自主判断において自宅周辺で自主防災組織等の協力者を指揮し災害対応活動を行う。
- (2)特に災害が発生してない場合、または自宅周辺の災害対応が終了後は、災害の大きな場所へ自主的に移動して応援を行う。**※事前命令**
- (3)ある程度、災害対策ができた段階で順次車庫に参集する。

4. 車庫に参集後

- (1)各団員が収集した情報や活動内容を取りまとめる。
- (2)分団長は、団本部に出動人員・収集した情報等を取りまとめ報告する。以降は団本部の指揮下に入り組織活動に移行する。

5. 消防団の役割

- (1)消防団の地域密着性、要員動員力、即時対応力等の特性を生かし、消防本部や自主防災組織をはじめとする地域住民と緊密な連携を持ち一体となって災害対応を行う。
- (2)配管断絶して消火栓が使えない場合に、河川からの水利確保を行うために、消防団が装備する可搬消防ポンプを活用する。
- (3)24時間以内に行方不明者を無くし、火災の鎮圧、災害規模の概ねの把握を完了させる。

※事前命令

指揮者の命令がない場合、もしくはできない場合、災害に際し消防団員は自主判断で下記の任務を行う。

- ・ 人命救助（行方不明者の搜索、避難誘導等も含む）
- ・ 消火活動
- ・ 風水害への対応
- ・ 災害が予想される場合は事前に対応（予防）
- ・ 要配慮者（災害弱者）への対応

第7章 国民保護について

1. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(1)有事における国民保護について、法律で消防団は下記の活動を行うこととされている。

- 消防団は、安全が確保されている地域において、消防長の所轄の下に行動し、情報収集、消防警戒区域の設定、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じて実施する。
- 消防団は、市町村が定める避難実施要領で定めるところにより、避難住民を誘導しなければならない。
- 安全を確保するため、常に常備消防や警察などの関係機関との連携、情報共有を積極的に行って、攻撃や災害による危険がないことを確認する。

※参照資料

総務省消防庁HP 消防団オフィシャルウェブサイト内 eカレッジ
財団法人日本消防協会 HP 消防団活動例「新時代に対応した消防団運営」
岐阜県「消防団の安全管理マニュアル」平成26年6月



美濃加茂市消防団

令和 3 年 3 月発行

令和 5 年 3 月改訂